

1 計画策定に当たって

(1) これまでの佐倉市地域福祉計画

佐倉市では、平成20年度を初年度とする第1次から第3次までの地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

(参考) これまでの地域福祉計画における目指す将来像・未来像	
第1次計画（平成20年度から22年度）	「一人ひとりが 自分らしく 安心して 暮らせる 地域社会」
第2次計画（平成23年度から27年度）	
第3次計画（平成28年度から31年度）	「住民自らが、地域で活動し、支え合い、 助け合いができる地域」（詳細は以下参照）

第1次地域福祉計画と第2次地域福祉計画の共通の将来像は、「地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、自分らしく、安心できる生活がおくれるように、地域社会全体で支え合うことを表すもの」であり、その考え方は、第4次佐倉市地域福祉計画（以下「第4次計画」という。）まで、引き継がれています。

第3次佐倉市地域福祉計画（以下「第3次計画」という。）では、個別計画との役割（機能）の分担など、地域福祉計画の在り方について見直しを行いました。

その結果、社会福祉法（以下「法」という。）に規定されている市町村地域福祉計画において定めるべき事項のうち、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を重点的に規定する計画としました。

そして、佐倉市における地域福祉推進のための共通の目標となる、目指す地域像である「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」をビジョンとして提示し、地域のつながり、「であいい」、「ふれあい」、「つきあい」を大切にすることから、地域における支え合い、助け合い活動が展開され、新たな地域の活性化につながるその取組の方向性を決めました。

(2) 計画策定の背景と趣旨

市町村地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正（「社会福祉法」に題名改正等）により、法第107条に新たに規定されました。

平成29年6月には、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、法が改正（平成30年4月施行）され、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

法改正の趣旨（資料4：「計画の関連法令」参照）

①地域の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」から「確保される」に

②地域福祉の推進の理念の留意点
③社会福祉を目的とする事業に取り組む事業者の責務
④地域福祉推進の国・自治体の責務の明確化
⑤相談機関による連携強化
⑥市町村における包括的な支援体制の整備の推進（市町村の努力義務）
⑦市町村地域福祉計画の充実（努力義務化、記載事項の追加等）

市町村における市町村地域福祉計画の策定ガイドライン等として、厚生労働省から、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け・子発1212第1号・社援発第1212第2号・老発第1212第1号）（以下「策定ガイドライン」という。）が通知され、この策定ガイドラインを踏まえ、第4次計画を作成しました。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）

1 市町村地域福祉計画＜P29～42＞	2 都道府県地域福祉支援計画＜P43～52＞
(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に 関し、共通して取り組むべき事項 ＜P29～33＞ ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の 様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環 境、交通、都市計画等）との連携に関する事項 イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む 分野に関する事項 ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方 エ 生活困難者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、 身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げ る事業を実施する場合） ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項 (2) 計画策定の体制と過程（主な項目） ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期 間、評価及び公表等、計画の見直し など ＜計画策定の体制と過程に関する追加内容等＞ ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進して いくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策とし て考えられること ・他の計画との調和を図る具体的方法の例（見直しの時期を揃える、一体的に 策定する等）	(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に 関し、共通して取り組むべき事項 ＜P43～47＞ コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一した対応や、家庭内で虐 待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在 り方 サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支 援の在り方 シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことがで きる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の 分野の圏域との関係の整理 セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野 に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業 等を有効に活用した連携体制 タ 全庁的な体制整備 ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する 事項 ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全 な発達のための基盤整備に関する事項 ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項 ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項 (2) 支援計画の基本姿勢 (3) 支援計画策定の体制と過程 ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画 期間、評価及び公表等、計画の見直し など ・福祉以外の分野（成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等）の計画の 内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置 付けるなどの地域福祉計画の積極的活用 ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮（必要に応じ分科会、WG を設置） など

【出典】厚生労働省

（3）第4次佐倉市地域福祉計画の策定体制

計画策定に当たっては、関係機関、関係団体及び市民公募委員3名を含む9名の委員で構成する「佐倉市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」において議論を行いました。

また、市役所では、推進委員会の議論を踏まえ、福祉分野の担当部署に加え、企画政策課、自治人権推進課や健康こども部など地域福祉の推進に関する関係部署で構成する「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」などにおいて、策定作業を進めました。

（４）第４次佐倉市地域福祉計画の内容

推進委員会は、第３次計画の取組実績や第４次計画の方向性等を中間報告（以下「第３次計画中間報告」という（資料２）。）として取りまとめました。

第３次計画中間報告では、改正法の示す地域共生社会の実現に向けた考え方は、第３次計画で定めている住民同士の支え合いや助け合いに焦点を当てた仕組みづくりであり、基本的な考え方、基本方針と方向性は一致しているとされています。

第３次計画を承継しつつ、改正法及び策定ガイドラインを踏まえ、地域福祉の取組の方向性を定めるものとして、第４次計画を策定することとしました。福祉分野の基盤計画と位置づけ、基盤となる理念を示しつつ、法において、福祉の各分野における共通事項を定めることとされていることなどから、個別計画の地域福祉に関する主要な内容を盛り込み、個別計画と連動するものとなりました。また、福祉のガイドブックとしての意味合いを持たせ、個別計画と一体となって、地域福祉を推進する内容としました。

第５次佐倉市総合計画から

- ◆ 総合計画では、「地域共生社会」、また、多様な価値観を受け入れることができる「多文化共生社会」などと「共生」の言葉が出てきます。外国人が増加している中、「多文化共生社会」の構築も重要となります。

※地域共生社会（出典：厚生労働省）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

※共生社会（出典：内閣府ホームページ）

国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子供や若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会

２ 計画の位置づけ

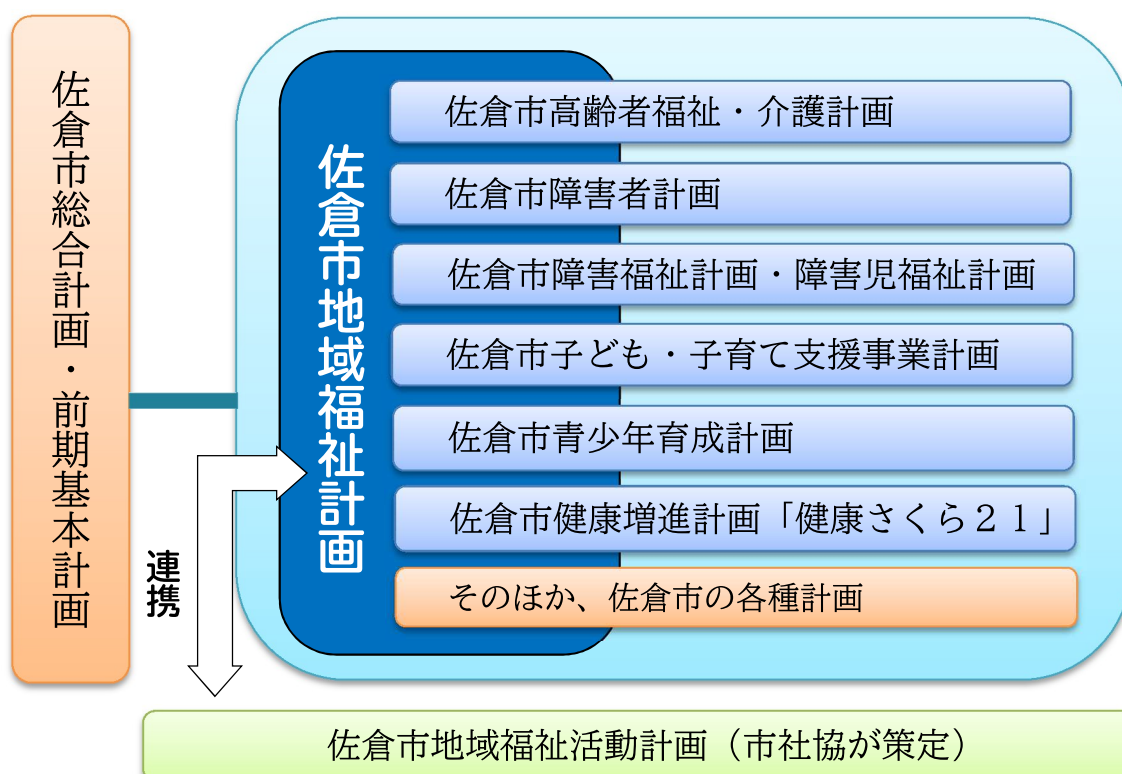
第４次計画は、市の最上位計画である第５次佐倉市総合計画に即して、法第１０７条に基づく地域福祉の推進に関する市町村地域福祉計画として策定しています。

地域共生社会の実現に向けて、第５次佐倉市総合計画や高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合及び社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域福祉活動計画との連携を図り、分野横断的・一体的に地域福祉を推進していこうとするものです。

第５次佐倉市総合計画では、『笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」』を将来都市像とし、地域福祉に関わるものとして、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現を目指すとともに、「とも

に支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）」をまちづくりの基本方針の1つとしています。

また、第5次佐倉市総合計画策定に当たって実施した市民意識調査報告書では、高齢者支援、障害者福祉と子育て支援が重点改善分野（今後、重点的に改善）である一方で、地域福祉は、重点維持分野（現状を維持しつつ、継続的に改善）となっています。このことから、地域福祉については、市民の一定の満足度が示されていますが、第5次佐倉市総合計画を踏まえながら、地域福祉計画を実行していく必要があります。



※佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）

地域社会のさまざまな福祉課題の解決をめざして、行政の地域福祉計画の推進と相まって、民間レベルによる地域福祉の推進を具体的に計画化したもので、市社協が主体となって策定したもの。第5次計画では、①支えあい活動、②災害時要援護者支援と③生活困窮者支援の3つを重点目標としています。

3 計画の期間

第4次計画は、第5次佐倉市総合計画と整合性を図るため、令和2年を初年度、令和5年を最終年度とする4年計画とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第5次佐倉市総合計画 （基本構想・前期基本計画）	→			
第4次佐倉市地域福祉計画	第4次佐倉市地域福祉計画			

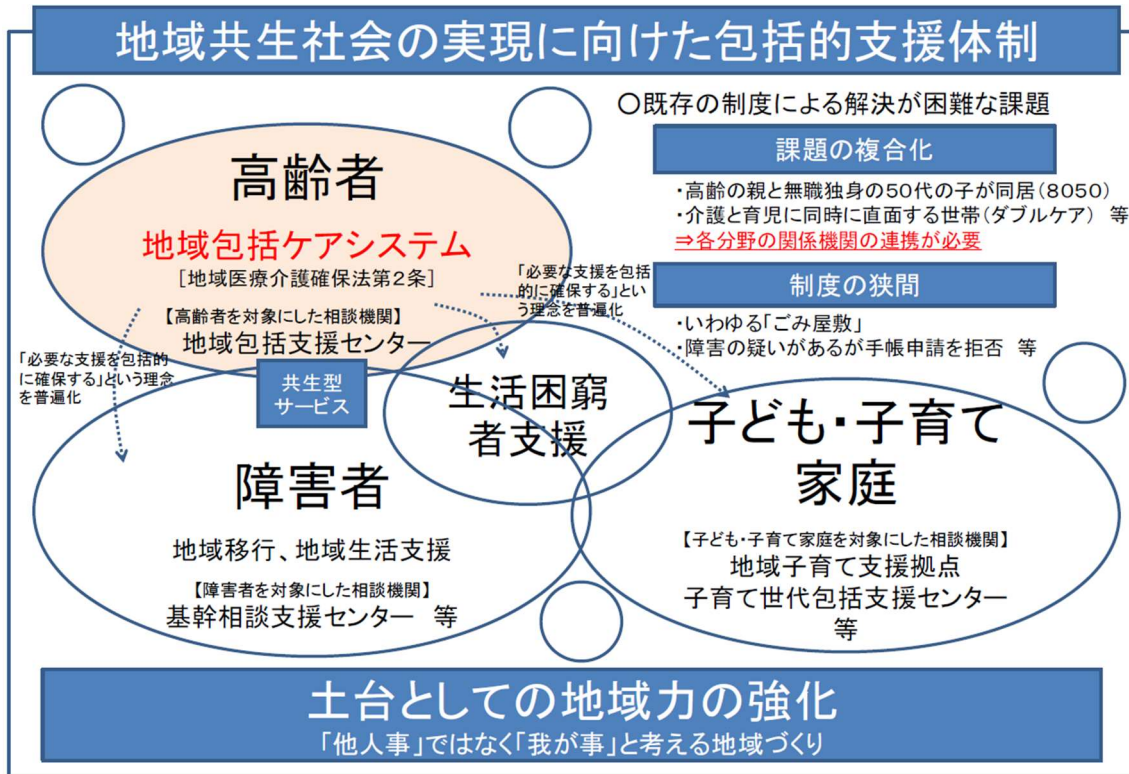
佐倉市の個別計画

佐倉市は、法令等に基づき、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、健康増進、青少年育成、防災等について、分野ごとに個別計画を策定しています。

計 画 名	概 要
第7期 佐倉市 高齢者福祉・介護計画 (平成30年度～令和2年度)	「老人福祉法」第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」。高齢者に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的として、平成30年3月に第7期計画を策定。
第5次佐倉市障害者計画 (平成28年度～令和2年度)	「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を明確化するための計画。平成28年3月に第5次改訂版計画を策定。
第5期佐倉市障害福祉計画・ 第1期佐倉市障害児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)	「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」。国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、佐倉市の特性や独自の課題等を踏まえ、必要な事業の見込み量、見込み量を確保するための方策を定める計画。 また、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的にまとめた計画。「障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく基本指針に即して、障害児福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めている。
第2期佐倉市 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)	「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。国より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、佐倉市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにした計画。令和2年3月に策定。

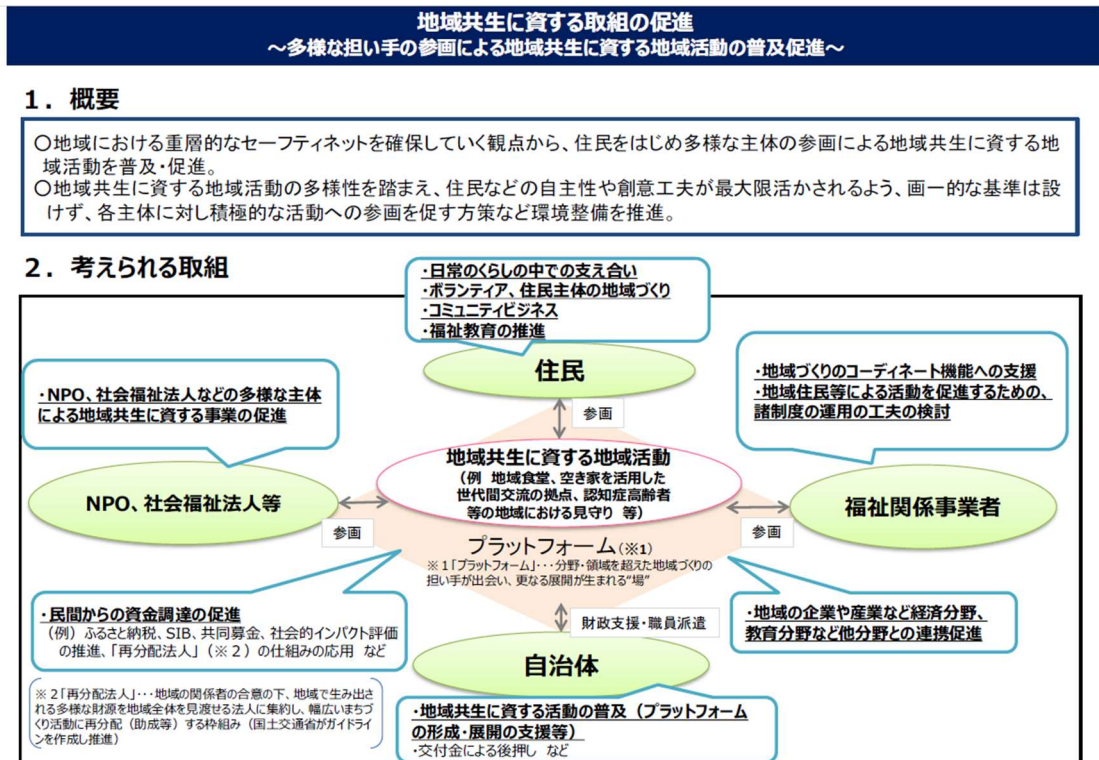
第4次佐倉市青少年育成計画 （佐倉市子ども・ 若者育成支援推進計画） （令和2年度～令和7年度）	平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」と位置づけ。社会情勢を踏まえ、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」や、県の「第3次千葉県青少年総合プラン」を勘案し、6年間の佐倉市の青少年育成について、基本理念を示し、基本方針に基づく諸施策を推進することによって、青少年が生き生きと生活できる環境づくりを目指して計画を策定。
佐倉市健康増進計画 「健康さくら21（第2次）」 【改訂版】 （平成25年度～令和4年度） （平成31年3月改定：自 自殺対策計画を一体として策定）	「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成31年度）」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取組方法を示した計画。国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健の推進計画である「健やか親子21」とも整合性を保ち、それぞれの計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画。 平成28年3月には、自殺対策基本法が改正され、自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられた。これにより、改訂版の計画は、自殺対策計画として位置づけられている。
佐倉市成年後見制度 利用促進基本計画 （令和2年度～令和5年度）	国の基本計画の理念を佐倉市において具体化し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するもの。 従来の連携体制をより発展させた「地域連携ネットワーク」の構築を図るべく、「佐倉市成年後見支援センター」を地域連携ネットワークの軸となる「中核機関」と位置づけ、体制の整備や機能強化を図る。
佐倉市住生活基本計画 （平成26年度～令和5年度）	住生活基本法、全国計画、千葉県住生活基本計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市総合計画や都市マスタープラン、また各課個別計画と横断的に整合性を図り作成。 住宅困窮者の居住安定確保について規定。
佐倉市避難行動要支援者 避難支援全体計画 （平成27年8月策定）	佐倉市地域防災計画の下位計画として、佐倉市災害時要援護者等対策検討委員会が作成し、避難行動要支援者対策を重点的に具体化するために策定するもの。 要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿、避難支援体制構築の取組や災害発生時における支援等の実施を規定。

[参考]



【出典】厚生労働省

[参考]



【出典】厚生労働省